

事 務 連 絡
令和7年11月18日

各 柔道整復施術所（契約分）団体 御中

岩手県国民健康保険団体連合会
事務局長 宮 田 和 彦

医療費助成事業の給付拡大等及び岩手県医療費助成事業コード一覧表
（令和7年12月1日現在）の送付について

本会の事業運営につきましては、日頃より格別の御配慮をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和7年12月診療（施術）分より、西和賀町から町単独医療費助成事業として、給付拡大する旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、令和7年12月診療（施術）分から給付拡大への御対応をお願いいたします。

また、給付拡大等に伴い、標記事業コード一覧表をお送りいたしますので御活用ください。

記

- 1 給付及び事業拡大 ※変更箇所は太字及び下線部となります。

【西和賀町（妊産婦医療費助成事業）現物給付】

- (1) 事業コード 70 を使用
- (2) 対象者 妊産婦
- (3) 所得制限 所得制限なし
- (4) 給付内容 県基準のとおり

- 2 給付及び事業拡大の問い合わせ先

西和賀町 健康福祉課 電話：0197-85-3412

- 3 その他

西和賀町においては、受給者証番号が変更となる方、自己負担額が変更となる方もいますので、受給者証に記載の「自己負担額」、「有効期間」を御確認のうえ、提出くださるようお願いいたします。

※別添「事業コード一覧」表は、岩手県国保連合会 HP (<https://www.iwate-kokuho.or.jp>) の「医療機関等・柔整施術所の皆様へ」内の「県単独医療費助成制度関連情報」に、11月4日から掲載済みであることを申し添えます。

〒020-0025

盛岡市大沢川原三丁目7番30号

岩手県国民健康保険団体連合会

担当 審査課 福祉・療養費係

TEL 019-623-4328 FAX 019-623-4340

岩手県 妊産婦医療費助成事業コード一覧表（令和7年12月1日現在）

- ◎ この表は、岩手県の各市町村が実施する妊産婦医療費助成事業の市町村コード、事業コード、1レセプト当たりの受給者負担限度額をまとめたものです。
- ◎ 妊産婦医療費助成事業は、事業コードがグレー白抜きで表示されている範囲の全ての受給者が現物給付（※1）の対象となっています。
- ◎ 黒く塗りつぶされて事業コードの記載がない範囲は、現物給付の対象外ですが、窓口償還払い（※2）の対象となっている場合がありますので御注意ください。
- ◎ 連合会への提出締切日は、毎月10日（必着）です。なお、10日が土、日、祝祭日に当たる場合は、翌業務日の正午までとなります。

●県単独事業の実施内容（県基準） この範囲を超えて実施される事業は、市町村単独事業となります。

対 象 者	妊娠5月に達する日の属する月の初日から、出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある方
所 得 制 限	児童扶養手当（一部支給）の所得制限限度額＋80万円
受 給 者 負 担	1レセプト当たり入院5000円まで、入院外1500円まで（ただし、本人及び監護者が市町村民税非課税の場合は、受給者負担なし）

岩手県国民健康保険団体連合会
〒020-0025
盛岡市大沢川原三丁目7番30号
担当：審査課 福祉・療養費係
TEL 019-623-4328
FAX 019-623-4340

受給者証番号 第 00-00-0000000-0 号

市町村コード 事業コード 受給者ごとの任意の番号

市 町 村 名	市町村 コード	事 業 コ ー ド		1レセプト当たりの 受 給 者 負 担 限 度 額 （注）本人及び監護者が市町村民税非課税の場合は、受給者負担なし
		県 単 独 事 業 （所得制限 県基準の範囲内）	市 町 村 単 独 事 業 （所得制限 県基準の範囲外）	
盛 岡 市	01	20	70	入院2500円 外来750円
宮 古 市	02	20	70	受給者負担なし
大 船 渡 市	03	20		県基準通り
奥 州 市	04	20	70	受給者負担なし
花 巻 市	05	20	70	入院2500円 外来750円
北 上 市	06	20		県基準通り
久 慈 市	07	20		県基準通り
遠 野 市	08	20	70	【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】入院 2500円 外来750円
一 関 市	09	20	70	受給者負担なし
陸 前 高 田 市	10	20		受給者負担なし
釜 石 市	11	20	70	受給者負担なし
二 戸 市	13	20		【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
八 幡 平 市	17	20	70	県基準通り
滝 沢 市	18	20	70	県基準通り
雫 石 町	14	20	70	県基準通り
葛 巻 町	15	20	70	受給者負担なし
岩 手 町	16	20	70	受給者負担なし
紫 波 町	21	20	70	県基準通り
矢 巾 町	22	20	70	入院2500円 外来750円
西 和 賀 町	30	20	70	県基準通り
金 ヶ 崎 町	31	20	70	県基準通り
平 泉 町	36	20	70	受給者負担なし
住 田 町	43	20		県基準通り
大 槌 町	45	20		県基準通り
山 田 町	48	20	70	県基準通り
岩 泉 町	49	20	70	受給者負担なし
田 野 畑 村	50	20	70	受給者負担なし
普 代 村	51	20	70	県基準通り
軽 米 町	54	20	70	受給者負担なし
洋 野 町	55	20		受給者負担なし
野 田 村	56	20	70	受給者負担なし
九 戸 村	59	20	70	受給者負担なし
一 戸 町	62	20	70	県基準通り

※1 現物給付とは、受給者等は医療機関等の窓口にて医療費受給者証を提示することにより、受給者負担額までのみを支払い、一部負担金から受給者負担額を差し引いた額は、医療機関等が市町村に対して請求を行うことで、医療費の給付を行う方法をいいます。

※2 窓口償還払いとは、受給者等が市町村窓口へ直接領収書等を提出することにより医療費の給付を行う方法をいいます。